

【ふだんの暮らしに幸せを】

重富校区コミュニティ協議会

◆ 福祉部 だより ◆ No.20

令和元年10月1日発行
重富校区コミュニティ協議会
〒899-5652
始良市平松6252番地
Tel 73-7174 Fax 73-7177
福祉部 部長 高野 俊明

介護保険（第3話）

認定された介護状態で受けられるサービスをご紹介します

要介護又は要支援と認定された場合、どんなサービスをどのくらい利用するかという**ケアプラン・介護予防ケアプラン**は下記の方を中心に作成します。



◆要介護1～5に認定された方

●居宅介護支援事業者または入所する施設でケアマネジャーが利用者と面接して利用者にあったケアプランを作成します。

◆要支援1～2に認定された方

●地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが本人や家族、サービス事業者と話し合い介護予防ケアプランを作成します。

◆非該当と認定された方

●一般介護予防事業を利用できます。

※介護保険のサービス事業ではありません。

●基本チェックリストを受け、生活機能の低下が見られサービスの必要性があると判断された人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

●地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心になり本人や家族と話し合い必要に応じたケアプランを作成します。

気になることがあった時は、地域の民生委員や、始良市役所 長寿・障害福祉課介護保険係に相談しましょう！

◆介護保険で利用できるサービス概要一覧

サービス種類	サービス名称	介護認定		
		要介護 1～5	要支援 1～2	非該当
(自宅 で受ける サービス)	・訪問介護	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などの乗降介助も利用できます。 	介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。	一般介護予防事業を利用できません。 介護予防・生活支援サービス事業を受けられます。 〔※介護保険のサービス事業ではありません〕
	・訪問入浴介護	介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。 	介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。	
	・訪問リハビリテーション	医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。	医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。	
	・訪問看護	疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。	疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。	
	・居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。	
施設に通って 受けるサービス	・通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で食事や入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。 	介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。	
	・通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、日帰りで食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。	
施設に短期入所して 受けるサービス	・短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間(数日～最大30日)入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 	介護老人福祉施設などに短期間(数日～最大30日)入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	
	・短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間(数日～最大30日)入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。	介護老人福祉施設などに短期間(数日～最大30日)入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。	
在宅に近い 暮らしをする	・特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。 	有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。	
(施設に入所して 施設を利用するサービス)	・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。	※要支援1～2の人は利用できません	
	・介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。 		
	・介護療養型医療施設 (療養病床)	長期の医療を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護リハビリテーションなどが受けられます。		
	・介護医療院	長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。 ※介護療養型医療施設の転換施設です。		